

# 相続に関する ルールが 大きく 変わります

2019年1月13日から  
段階的に施行されます

## ●民法等の一部改正法

- ①自筆証書遺言の方式を緩和する方策 **2019年1月13日**
  - ②預貯金の払戻し制度、遺留分制度の見直し、特別の寄与等  
(①、③以外の規定) ..... **2019年7月 1日**
  - ③配偶者居住権（配偶者短期居住権を含む。）の新設等  
..... **2020年4月 1日**
- ## ●遺言書保管法 ..... 2020年7月10日



## 高齢化の進展等の 社会経済情勢の 変化に対応するための 改正です

- 亡くなられた方の配偶者がそれまで住んでいた建物に住み続けられやすくなるための方策が新設されます。

- 遺産分割の前でも亡くなられた方の預貯金を一部払い戻すことができるようになります。
- 自筆証書遺言を作成するときに、財産目録については手書きで作成する必要がなくなります。
- 法務局において自筆証書遺言を保管する制度が新設されます。
- 亡くなられた方の親族で療養看護等を行った方は、相続人に対し、その貢献に応じた金銭を請求することができるようになります。

詳しくは法務省ホームページをご覧ください。

※民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律について（相続法の改正）

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00222.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html)



※法務局における遺言書の保管等に関する法律について

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)



法務省民事局 Tel 03-3580-4111 (代)